

通関業及び通関士の 今後のあり方に関する研究会 【報告書】

通関業及び通関士の将来像
～世界最先端の通関業界を目指して～



平成 26 年 1 月 17 日

一般社団法人 日本通関業連合会

目 次

報 告 書

総論	1
＜国際物流における通関業及び通関士の役割＞	
第1 研究会立ち上げの趣旨	1
第2 通関業者及び通関士の現状	2
第3 通関業を取巻く環境変化への対応	3
3-1 通関手続の電子化・ペーパーレス化	3
3-1-1 「申告添付登録業務」(MS X業務)の更なる利用拡大	3
3-1-2 申告のツールとしての電子インボイスの活用	3
3-1-3 民間の電子取引等の推進	3
3-2 申告先官署の自由化	4
3-3 営業区域制限の見直し	4
第4 通関業及び通関士のあるべき姿	4
4-1 あるべき姿を描くにあたっての現状認識	4
4-2 あるべき姿を実現するために取組む課題	5
4-2-1 情報セキュリティの確保とコンプライアンス体制の整備	5
4-2-2 資質・能力の向上	5
4-2-3 荷主・税関との連携	5
4-2-4 社会的貢献への意欲的な取組み	6
第5 通関行政に対する要望	6
5-1 通関業法改正関連	6
5-1-1 通関業の許可の一本化	6
5-1-2 営業所の新設の届出制	6
5-1-3 通関士の設置義務の見直し	7
5-1-4 通関業の許可の承継に係る規定の新設	7
5-1-5 記帳、届出、報告等の見直し	7
5-1-6 輸出入者に対し、通関関係書類の提出を求めることができる規定の新設	7

5-2 その他	7
5-2-1 輸出統計品目番号の事前教示	7
5-2-2 更正の請求の取扱いの弾力的運用	8
5-2-3 延納納付書の送付先変更	8
5-2-4 AEO通関業者に対するベネフィット	8
結論	8
検討実績	10
委員等名簿	11

報 告 書

総 論

国際物流における通関業及び通関士の役割

通関業は国際物流のソフトの要として企業の貿易活動を支える重要な役割を担っている。

税関長の許可を受けて通関業を営む「通関業者」は、輸出入者の輸出入通関手続を代理又は代行し、適正かつ迅速な通関に貢献している。そこでは、税関への提出書類の審査を行う通関士の役割は非常に重要とされる。

昨今ではテロの未然防止、社会悪物品の密輸入の防止、模倣品・海賊版対策の強化が国民的課題となっており、これらの我が国への流入を防ぐ水際対策においても、通関業・通関士の果たす役割は大きく、また、2020年に東京オリンピック開催が決定したところ、水際対策の関連では、通関業及び通関士の重要度は今後更に増してくる。

近年、貿易の円滑化と貨物のセキュリティ確保の両立を図るため、AEO（認定事業者）制度が国際的にも注目を集めており、EPA（経済連携協定）の進展など通関業を取り巻く情勢は目まぐるしく変化している。

生産拠点の海外移転などグローバル化の進展に伴い、企業における国際物流戦略の重要性が一層高まる中、通関業者及び通関士が我が国の国際物流を支えることにより、経済の発展に寄与しているといった認識に立った上で、今後予想される事業環境の劇的な変化にも対応できる通関業及び通関士のあり方があらためて問われている。

第 1 研究会立ち上げの趣旨

通関手続を巡っては、更なる貿易円滑化の観点から、財務省関税局・税関は通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る施策を進めており、平成 25 年 10 月には、通関関係書類の PDF 等の電磁的記録による提出が実現した。さらに、平成 29 年度の次期 NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）稼働時には、通関手続に係る電子手続の原則化が実現する予定となっている。

IT の進歩とこれらの取組みが急速に進むことによって、通関業を取巻く環境は大きく変化することが予想される。この環境変化に適切に対応し、輸出入者の通関手続の代理、代行業者としての通関業者が国際競争力を高めていくためには、通関業界として通関業及び通関士の今後のあり方を早急に検討していく必要がある。

こうした中、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、「通関手続における IT 化・ペーパーレス化を着実に進める工程表を作成し、平成 29 年度には少なくとも特定輸出申告は、船積地にかかわらず一元的に NACCS に申告することによって輸出通関が完了するように検討を行い、平成 25 年度中に結論を得る」とされた。

この申告先官署の一元化（自由化）に係る閣議決定において、特定輸出者（AEO輸出者）による特定輸出申告が対象とされているが、財務省関税局においては輸入申告も含めて検討しており、通関業界としても適正申告の確保を大前提とした上で、通関業者及び通関士の意見を聞きつつ、関税局・税関とも緊密に連携しながら検討していく必要がある。

日本通関業連合会では平成14年に「通関業のあり方に関する特別委員会」を設置し、港湾24時間フルオープン化、申告先官署の自由化、より一層のIT化、通関業を担う人材育成などについて検討し、平成15年6月に提言をまとめた。これらの提言内容のいくつかについては、財務省関税局の理解と協力により実現した。

提言から約10年が経ち、通関業を取巻く環境のみならず、日系メーカーの海外生産の加速と調達先のグローバル化、3国間貿易の拡大、我が国のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加、EPAの進展など貿易そのものも大きく変わり、通関手続も複雑化が予想される。

こうした状況を鑑み、日本通関業連合会は、財務省関税局が進める施策に対し、今後の検討にあたっての立場を明確にするとともに、通関業界の発展に寄与する制度の導入に向け、「通関業及び通関士のあり方に関する研究会」を設置し、様々な環境変化を踏まえ、通関業及び通関士のあるべき姿（ビジョン）を示すこととした。

第2 通関業者及び通関士の現状

平成25年4月1日現在、全国の通関業者数は1440社、通関業務を行っている営業所数は2145カ所となっている。これらの通関業者の企業形態はそのほとんどが、通関業のほかに港湾運送事業、道路運送事業、海上運送事業、倉庫業等を兼業している。平成24年3月31日時点の通関業者878社を対象として算出した、通関業者における総売上高別の現況によると、総売上高に占める通関業収入のシェアは総平均で0.7%であった。また、平成25年4月1日時点で、法人ベースの通関業者903社のうち、複数の税関長の許可を受けている通関業者は約3割で、約7割の通関業者は1税関長の許可しか受けていない。

なお、経済・社会の国際化の進展による貿易の拡大に伴い通関業務量は増加しており、これらを反映し、通関業者数及び通関業務を行う営業所数は年々増加する傾向にある。平成25年4月1日現在、全国の通関士数は7366人、通関士以外の通関業務従業者は8264人で、合計1万5630人が通関業務に従事し、通関業者数の増加とあいまって、通関士数も年々増加を続けているが、通関士試験は国家資格の中でも難易度が高い1つとされ、平成25年10月6日に実施された第47回通関士試験の合格率は11.7%となっている。

通関士は通関業者の下で通関業務に従事する者であり、他の国家資格（弁護士、税理士、公認会計士等）と異なり、独立した業務を行うことはできない。通関業者が営業所ごとに

通関士として登録（届出）しなければ、通関士としての資格がなく、つまり、業務を行うことができない。

また、国際物流における一層の円滑化とセキュリティ確保の両立を図り、併せて我が国の国際競争力を高めるため、平成 20 年 4 月に認定通関業者（AEO通関業者）制度が導入されており、平成 25 年 12 月現在で、法人ベースで 76 社の通関業者が認定通関業者として認定されている。

第 3 通関業を取巻く環境変化への対応

3-1 通関手続の電子化・ペーパーレス化

3-1-1 「申告添付登録業務」（MSX業務）の更なる利用拡大

平成 24 年 7 月から、「簡易審査扱い（区分 1）」の通関関係書類の提出を原則として省略したのに続き、平成 25 年 10 月から、「書類審査扱い（区分 2）」等の通関関係書類について PDF 等の電磁的記録による提出（申告添付登録業務、MSX業務）が可能になった。

MSX業務については、「申告から許可までの時間が短縮された」「書類を税関の窓口を持ち込む手間がなくなり、相当程度の事務の短縮が図られた」といったメリットが報告されており、通関業者の更なる利用拡大を図っていくべきである。

また、MSX業務の使い勝手を一層向上させるため、通関手続の原則電子化が予定されている平成 29 年度の次期NACCS稼働時までには、現行の容量制限（1 ファイルあたり 5 0 0 キロバイト）の緩和や提出書類の簡略化が望まれる。

3-1-2 申告のツールとしての電子インボイスの活用

財務省関税局では平成 24 年 10 月に、NACCSの「インボイス・パッキングリスト情報登録業務」（IVA業務、インボイスを電子的に作成する機能）を改善（入力可能な品名の桁数・欄数の拡大等）し、輸出入者のみならず、関係業界への利用を呼び掛けている。

現在、NACCSの電子インボイス業務では、輸出入者が入力する IVA業務を行わないと、通関業者は「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録業務」（IVB業務）を行えないが、輸出入者から送られてくるインボイスのデータを利用し、通関業者が直接 IVB業務を行えるなど、通関業者が申告のツールとして電子インボイスを活用できる環境整備を期待する。

3-1-3 民間の電子取引等の推進

財務省関税局では、次期NACCS稼働の平成 29 年度をメドに、海上運送状、保険料明細書などの民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携を図ることとしている。このほか、通関業者の視点からは、原産地証明書、他法令許可証等、船積指図書、容器免税手続等の電子化が望まれる。

3-2 申告先官署の自由化

日本経済団体連合会（経団連）及び日本機械輸出組合は、輸出入手続の効率化の観点から、申告先官署の自由化を要望しており、特に、コンプライアンスを遵守し、セキュリティを確保している AEO 輸出者の輸出申告に関しては、その早期の実現を求めている。

申告先官署が自由化されれば、遠隔地からの申告が可能となるが、適正申告を大命題とする通関業者の立場からすると、AEO 事業者と非 AEO 事業者の申告で、取扱いを分けて考えるべきである。AEO 事業者が関与しない申告については、適正申告の確保の観点から、現状通り、貨物の蔵置場所を管轄する税関に申告することが望ましいと考えるが、他法令手続を伴う輸入申告については、申告先官署の自由化に関する議論は慎重に進められるべきである。

また、申告先官署の自由化が実施された際には、審査と検査が別の税関で行われる、いわゆる「審検分離」が避けられないことから、税関間の連携による円滑な処理が求められる。

3-3 営業区域制限の見直し

通関業法第 9 条（営業区域の制限）の趣旨は、「通関業の許可は、地域における通関業務の需給状況等地域の事情を考慮して税関長が行うものであることに鑑み、通関業者が通関業務を行うことのできる地域を原則として通関業の許可を受けた税関の管轄区域内に制限すること」とされており、同条の営業区域の制限は、通関業法第 5 条第 3 号のいわゆる需給調整条項と密接に関連しているものと考えられる。

この需給調整条項については、平成 10 年に閣議決定された「規制緩和推進 3 か年計画」において、次期法改正時に廃止することとされている。したがって、同法第 9 条の営業区域制限を維持する積極的な理由は乏しいと考えられ、申告先官署の自由化と並行し、通関業の営業区域制限の見直しが議論されることは避けられない。ただし、営業区域制限の見直しにあたっては、中小の通関業者の経営環境を圧迫することがないように十分に配慮すべきである。

第 4 通関業及び通関士のあるべき姿

4-1 あるべき姿を描くにあたっての現状認識

通関業者及び通関士は、輸出入者の通関手続を代理・代行する者として、適正申告を前提に顧客のニーズに的確に答えていくことが求められている。国際競争にさらされている荷主（輸出入者）が通関業者に求める 2 大ニーズは「物流コストの削減」と「リードタイムの短縮」であり、EPA の進展や TPP 交渉参加に伴い、原産地規則をはじめとした通関手続がより複雑化している中で、通関業者の専門知識やノウハウに対する期待は一層高まっている。通関士は研修等を通じて専門知識のレベルアップに努めるとともに、通関業

者としては荷主が求めるコンプライアンスやコストの透明性にも意を用いなければならない。

4-2 あるべき姿を実現するために取組む課題

4-2-1 情報セキュリティの確保とコンプライアンス体制の整備

通関業者は適正申告を確保するという命題により、顧客の信頼獲得、更にはAEO（認定事業者）制度への対応のためにも、セキュリティ管理及びコンプライアンスの向上とそのための取組みの推進が不可欠である。セキュリティ管理及びコンプライアンス体制は通関業者の経営にとって最重要テーマであり、経営トップのイニシアチブの下、社内体制、ルール及び手順書の整備のほか、内部監査機能の確保、社員教育の充実等が求められている。通関手続の電子化・ペーパーレス化の進展により、情報システムにおける情報管理の重要性が高まっており、日本通関業連合会が平成26年からスタートさせるEラーニング等の研修を活用し、情報の漏洩リスク回避のための取組みを推し進めるべきである。

4-2-2 資質・能力の向上

人材育成は経営者の責務であり、通関業者は教育・研修など通関士及び通関業務従業者が自己研鑽を行うための環境整備を図るべきである。また、通関士及び通関業務従業者は、経営者側が用意した教育・研修環境だけに頼るのではなく、自己研鑽に努め、一層の専門性の向上に意を用い、顧客から信頼され、社内外で尊敬される通関士及び通関業務従業者にならなければならない。

日本通関業連合会では、通関業、通関士及び通関業務従業者が適正申告を前提とした迅速な通関手続が行えるよう、通関士専門研修、通関士試験通信添削研修等について、科目や内容の更なる充実に努めなければならない。

また、知識の習得のための各種セミナーの実施、国際会議への参加、海外の通関事情等に関する実態調査及び通関業に携わる者が必要とする研修に意を用いなければならない。

さらに、通関士の知識の向上へのモチベーションアップに繋がる試みとして、各種専門分野に焦点を当てた新たな資格制度（マイスター、エキスパート）の創設や表彰制度等の検討も望ましい。

今後の中長期的な課題として、大学に寄付講座の設置や通関・貿易大学校の創設を検討する。

4-2-3 荷主・税関との連携

通関業者及び通関士は、NACCSにおける国際物流情報プラットフォーム及びシームレスなサプライチェーンの一翼を担っていることを認識した上で、荷主及び税関と対等な関係（パートナーシップ）を構築する必要がある。そのためには、通関士は関税分類や原産地規則等に関する専門知識の向上に努めるとともに、通関手続のプロとしての誇りを持

って、荷主、税関職員と大いに議論し、相互理解を深めるべきである。

また、MSX業務の利用拡大により、今後、税関窓口で税関職員とフェース・トゥ・フェースで接する機会が少なくなることから、日本通関業連合会及び各通関業会を介し、通関士及び通関業務従業者と税関職員とが接する機会を設け、信頼関係の醸成に努めていくことも重要である。

適正申告の実現には、荷主である輸出入者が正確な情報を迅速に通関業者に伝達することが不可欠である。不正確な通関関係書類の段階で、輸出入者がその通関を急がせる場合には断固として応じない毅然とした態度が必要である。一方で、通関士が適正な申告を行うために必要な書類等について、通関業者及び通関士が輸出入者に提供を求めることがより容易となるような環境整備が望まれる。また、通関業者は輸出入者に対し、コストも含めた透明性の確保に努め、顧客満足度を高めていかなければならない。

一方では、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、通関業者の立替金が更に増える懸念があり、納税義務者である輸入者には関税・消費税を通関業者に立替をさせることなく、「リアルタイム口座」や「包括延納制度」を活用されることが望まれる。

4-2-4 社会的貢献への意欲的な取組み

通関業者及び通関士の社会的な認知度を高めるためには、信頼・尊敬される通関業者、通関士、通関業務従業者であることはもちろん、密輸撲滅キャンペーンや税関への不審情報の積極的な提供に努めるなど、社会貢献に対する意欲的な姿勢も求められる。

また、TPP交渉への参加とともに、我が国農産品・食品の輸出拡大を目指す動きと連動し、国際物流拠点としての地方港・空港の活用促進が期待される中で、通関業者が地方における貿易の担い手として地域の産業界や自治体・大学との積極的な連携を図っていくことも重要である。

第5 通関行政に対する要望

5-1 通関業法改正関連

5-1-1 通関業の許可の一本化

通関業法第3条には、「通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない」と規定されているが、営業区域制限の見直しを実施されれば、各税関の管轄という枠組にそぐわなくなるため、通関業の許可を全国一本化することを要望する。

5-1-2 営業所の新設の届出制

通関業法第8条第1項では、「通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは・・・その営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならない」となっているが、

特定保税承認者の保税蔵置場の新設については、許可制から届出制に変更されたことに鑑み、認定通関業者（AEO通関業者）による通関営業所の新設を届出制にすることを要望する。

5-1-3 通関士の設置義務の見直し

通関業法第13条及び同施行令第4条には、通関業者は原則として、その通関業務を行う営業所ごとに1人以上の専任の通関士を置かなければならないと規定されている。申告先官署の自由化やIT化の進展により、専任の通関士を設置する必要性が薄れてきていることから、営業所ごとの専任の通関士設置義務を見直すことを要望する。

5-1-4 通関業の許可の承継に係る規定の新設

通関業者でない法人が、法人である通関業者を吸収合併し、通関業を行おうとする場合は、許可の承継に係る規定がないため、新たに許可の取得が必要となっている。競争力向上を目的とした企業間のM&Aの動きが加速している中で、これを円滑に進める観点から、通関業の許可の承継に係る規定の新設を要望する。

5-1-5 記帳、届出、報告等の見直し

通関業法第22条第3項に「通関業者は・・・その取扱いに係る・・・報告書を毎年1回税関長に提出しなければならない」と規定されている。しかし、通関業者が税関に提出する営業報告書については、その目的が不明確なものもあるため、各書類の目的を明確にするとともに、より簡易な様式への改善を要望する。また、全ての記帳、届出、報告等についてNACCSを活用した提出が行える環境整備の検討を要望する。

5-1-6 輸出入者に対し、通関関係書類の提出を求めることができる規定の新設

通関業者は、輸出入者を代理、代行して税関に輸出入申告を行っているが、輸出入者はセキュリティの確保等を理由に輸出入申告に必要な通関関係書類の提出を拒むことがあり、適正申告に影響を及ぼすことがあることから、通関業者が輸出入者に対し、通関関係書類の提出を求めることができる規定の新設を要望する。

5-2 その他

5-2-1 輸出統計品目番号の事前教示

輸入では、事前に税関に対して、当該貨物の関税分類（税番）や関税率などについての照会を原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度（事前教示制度）がある。輸出についても、輸出統計品目番号の口頭による事前教示が実施されているが、EPA利用促進策の一環として、輸出統計品目番号に係る事前教示の制度化を要望する。

5-2-2 更正の請求の取扱いの弾力的運用

「原産国」の入力誤りによる特惠税率非適用申告に対する「更正の請求」に対して、関税法施行令第61条第4項に規定する「輸入申告の際」の解釈をNACCSの運用に合わせて明確化（幅広く）し、原産国の入力誤りにより区分1とされた申告については、輸入申告の際に原産地証明書を税関に提出しなかった場合にも、通関業者が保有していた原産地証明書の発給日が輸入申告より前であれば、特惠税率の適用に係る更正の請求を認めるよう要望する。

5-2-3 延納納付書の送付先変更

現在、延納納付書については、通関業者が税関の官署ごとにそれぞれ納付書と明細書を出し、輸入者に送付している。輸入者ごとに延納納付書を仕分けして郵送する通関業者の手間を省き、通関業務の事務コストを削減するとともに、通関業者による送付漏れを防ぐという観点から、延納納付書について、送付先を通関業者から輸出入者に変更し、通関業者を経由することなく、各税関（本関単位）から輸入者に直接送付される運用を要望する。

5-2-4 AEO通関業者に対するベネフィット

特例輸入者（AEO輸入者）は、輸入申告時の納税のための審査・検査が基本的に省略され、特定輸出者（AEO輸出者）には税関による審査・検査において輸出者のセキュリティ管理とコンプライアンスの状況が反映されることとなっているが、認定通関業者（AEO通関業者）に対しては、通関手続の予見性向上に寄与する措置がとられていないことから、認定通関業者が行う輸出申告の審査区分について「区分2」をなくし、「区分1」と「区分3」に特化する及び輸入申告については、簡易な審査を増やす運用を要望する。

また、認定通関業者を対象として実施されている申告官署の選択制については、税関における審査・検査のあり方を含めて検討し、これまで以上に円滑な処理がされることを期待したい。

結 論

本研究会では、今後の通関業及び通関士のあるべき姿を描きながら、通関業及び通関士を取巻く環境変化、諸課題への対応について検討してきた。本研究会を通じ、通関業者及び通関士は我が国の貿易拡大を支えることによって経済発展に寄与しており、シームレスなサプライチェーンの一翼を担うプライドを持って、荷主及び税関と対等なパートナーシップを構築していくことが求められる——というビジョンを得ることができた。

通関手続を巡っては、我が国経済の競争力向上及びアジア各国との貿易円滑化の観点から、我が国NACCSのベトナムへの導入について合意がなされ、現在、ベトナムにおけ

るNACCS型貿易関連システムの導入作業が進められている。我が国の国際物流の発展をソフトの面から担ってきたNACCSは、いまや“世界標準のシステム”として成長を遂げつつある。

NACCSの主要ユーザーである我が国の通関業及び通関士もまた、世界最高レベルの通関業及び通関士を目指し、貿易相手国の制度・手続も含めた広範囲な知識や貿易・通関関係諸制度の熟知に努めるとともに、EPAの進展の下で荷主の最適なサプライチェーン構築を支援するために、関税分類や原産地規則等に関する知識、経験やノウハウを活かしてコンサルティング業務を担うこと等、総合的で効率性の高い物流サービスを提供していくことが期待されている。国際競争の中で、国内外の顧客から選ばれる通関業者となるためには、企業努力が重要であるとともに、業界内での健全な競争を確保し、世界最先端の通関業界を目指さなければならない。

検討実績

第1回 (平成25年8月29日)

- ① 研究会立ち上げの趣旨 [説明：連合会]
[質疑応答]
- ② 規制改革に係るこれまでの動き [説明：関税局]
[質疑応答]
- ③ 通関業及び通関士の現状 [説明：連合会]
[質疑応答]
- ④ 利用者側から見た通関業及び通関士のあり方
[質疑応答] [説明：日本機械輸出組合]

第2回 (平成25年9月24日)

- ① 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた対応 [自由討議]
- ② 通関業の営業区域制限見直しに係る対応 (第1部) [自由討議]

第3回 (平成25年10月22日)

- ① 通関士の地位向上及び今後の役割 [自由討議]
- ② 通関業及び通関士のあるべき姿 [自由討議]
- ③ 通関業法改正に係る通関業界の要望 [自由討議]
- ④ AEO通関業者に係る通関業法上のベネフィット [自由討議]

第4回 (平成25年11月26日)

- ① 税関行政に対する通関業界の要望 [自由討議]
- ② 通関業の営業区域制限見直しに係る対応 (第2部) [自由討議]

第5回 (平成25年12月17日)

- とりまとめ案

(注) 自由討議については、通関業界としての意見ではなく、各通関業者及び通関士の方から、個社及び個人の立場で忌憚のない意見を求め、通関業界における多様な意見を伺う形で進めた。

委員等名簿

(敬称略)

委員	会社名	所 属
板谷 勉 板本 敬二	(株)栗林商会 (専務理事)	函館通関業会
井川 武志 小畑 昌之 小山田雅人	山九(株) ヤマトグローバルロジスティクスジャパン(株) *第4回は清水正 (専務理事) *第1回は今村善人	東京通関業会
舘澤 明彦 向井 良光	丸全昭和運輸(株) (専務理事)	横浜通関業会
森 剛彦 後藤 光治 寺田 正幸	ナゴヤシッピング(株) 郵船ロジスティクス(株) (専務理事)	名古屋通関業会
渡部 健史 西村 延行 尾崎 公信	鴻池運輸(株) 郵船ロジスティクス(株) (専務理事)	大阪通関業会
船引 雅彦 森 雄二	トレーディア(株) (専務理事) *第1回は三尾吉志	神戸通関業会
富永 敏行 熊田 博計	日本通運(株) (専務理事)	門司通関業会
吉岡 忠 田中 和行	後藤運輸(株) (専務理事)	長崎通関業会
小山 晴久 砂川 正弘	海邦通関(株) (事務局長)	沖縄通関業会

(オブザーバー)

高見 博	財務省関税局 業務課長
望月 光弘	同 業務課認定事業者調整官
福田 敏行	同 業務課課長補佐(通関、通関業)
關口 太郎	同 業務課課長補佐(認定事業者)
板垣 和憲	同 業務課通関業係長

(事務局)

鈴木 宏	(一社)日本通関業連合会 会 長
杉本 克己	同 専務理事

加藤 浄孝	同 常務理事
篠原 勝美	同 総務部長
石井 麻里	国際物流管理士【(株)カーゴ・ジャパン記者】